

第4回
竹原市景観計画策定委員会
議事録（概要版）

日時：令和3年3月15日（月）

14:00～16:00

場所：竹原市人権センター1階 会議室

竹原市建設部都市整備課

○次 第

1 開 会

2 議 事

- 議題1 良好な景観形成のための行為の制限について
- 議題2 景観まちづくりの推進について
- 議題3 竹原市景観計画（素案）への意見と対応について
※第1章～第3章及び第5章
- 議題4 竹原市景観17選の最終審査・決定について
- 議題5 竹原市景観計画策定スケジュール

3 閉 会

○出席者（10名）

柴田 久 委員	今川 朱美 委員
三藤 芳輝 委員	岡田 文夫 委員
新谷 章文 委員	荒川 幸子 委員
橋本 清勇 委員	山元 禮子 委員
中野 参事（栢委員代理）	河原 参事（河村委員代理）

○欠席者（2名）

広岡 晃三 委員	山野 隆明 委員
----------	----------

○事務局

新谷 副市長	影田 建設部長
大田 建設部参事	堀川 文化生涯学習課長

《事務局庶務 都市整備課》

伊藤 係長	山道 主任技師
岡 主事	笠崎 技師

1 開会

○事務局

- ・ 定刻になりましたのでただ今より、第4回竹原市景観計画策定委員会を開催いたします。
- ・ 委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところ、本委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、委員長につきましては、オンラインでの出席となっております。
- ・ 委員長より一言ご挨拶をいただければと思います。

○委員長

- ・ お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただき、こちらはオンラインでの出席で大変恐縮です。最近春の訪れを感じるころで、竹原市の春も美しい風景が広がっているのではないかと想像しています。
- ・ 本日は景観計画の具体的な内容について、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

○事務局

- ・ まずは委員会の成立についてご報告いたします。本日は2名の委員が所用により欠席されていますが、過半数の出席となっておりますので、委員会は成立しております。
- ・ 続きまして、議事録の公表についてです。本日の委員会で議論していただく内容及び議論経過につきましては、今まで同様、発言した委員名をブランクにして、概要版を市ホームページで公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- ・ 設置要綱の規定により、議事進行は委員長が行うこととなっておりますが、委員長はオンラインでの出席となっておりますので、本日の進行は副委員長にお願いしたいと思います。

2 議事

○副委員長

- ・ それでは、「議題1 良好な景観形成のための行為の制限について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・ 議題1につきましては、資料1と参考資料1で説明させていただきます。

【議題1説明（資料1の1頁～39頁）及び参考資料1】

○副委員長

- ・ 今までの説明について、何かご質問やご意見はございますか。

○委員

- ・資料 1 の 10 ページ，色彩基準の適応除外に地域イメージの核となるランドマークの役割を果たしているものとあるが，これは既存のものか，これから出てきた場合ということか。

○事務局

- ・両方を考えています。今後，建てられるものでもランドマークとなる可能性があり，景観計画の方針にあったものとなるよう，それが竹原市の景観にふさわしいかどうか，景観審議会で議論することはあり得ると考えています。

○副委員長

- ・適応除外となっているレンガやタイルについて，レンガは鮮やかなブルーのものがあつたり，着色することができる。タイルは光るものでもいいのか，マットなものしかいけないのかなど，きちんと方針を決めておかないといけない。
- ・もう一点，重点地区の景観形成基準で，建築設備等は道路から見えないように配慮する，室外機など設置をしなければいけないものは形状を建物との一体性を求めるとなっている。宮島では木製ルーバーでは囲っているが，地区で縦のルーバー，横のルーバーと形状が違っている。全体の統一を考えるのなら，細やかなところまで事例を示した方がよいと思う。

○事務局

- ・レンガやタイルの適応除外については，もう少し対象を掘り下げて検討を行います。
- ・工作物等の建築物との一体性については，今後，事業者や市民の方にも分かりやすいよう，景観ガイドラインを作成する予定であり，その中で，一体性の図られる景観の事例などを示していきます。

○委員

- ・届出対象行為は，工事が行われた後では元に戻すのが大変なので，事前に届出を行ってもらい，景観形成基準にあうよう指導を行うものと考えている。
- ・資料 1 の 36 ページで，重点地区の建築物は規模を限定せず届出対象としているのでほとんど把握できると思うが，太陽光発電設備は工作物となる。工作物は届出対象規模が規定されており，景観形成基準とのずれが生じるように思うので，工夫が必要かなと思う。

○事務局

- ・太陽光発電設備は，竹原駅前周辺地区とシンボルロード周辺地区は原則設置禁止，町並み保存地区周辺地区と忠海市街地周辺地区は望見できる場所への設置禁止としています。届出対象行為と景観形成基準の整合が図れるよう，別途記載を行うなどの修正を行います。

○副委員長

- ・太陽光発電設備について、規制をあらかじめ考えておくことは物議を醸し出すかもしれませんが、京都の事例では、重要な景観を守るべき場所ではパネル色を黒に近いものにして銀色はやめる、フレームを黒にするなどの基準をクリアすれば自宅の屋根なら設置できるようにしている。地上設置型は禁止、屋根は設置可能という基準ではなく、もう少し景観に深く配慮したことも記述された方が良いのではないかと思う。
- ・ちなみに、温水をつくる太陽光パネルはどうされるのか。発電でなければよいとするのか。京都の上賀茂神社周辺は、既存は良いが、新たな設置は禁止としていたと記憶している。

○事務局

- ・温水パネルについては想定していなかったので、事例などを調べ、規制の対象として加えるべきかどうか検討を行います。

○委員

- ・色彩基準について、景観形成基準は上部から見下ろした景観も判断基準に含まれていると思うが、屋根瓦や素材についても色彩基準が適用されると判断してよいか。面積配分には外壁と書かれているが、屋根はどうなるのか。

○事務局

- ・色彩基準は、基本的には外壁のみを対象として屋根は含んでいません。ただし、町並み保存地区周辺地区については、普明閣から見える一体的な歴史景観を守るため、資料1の24ページに示していますが、彩度0の黒や灰色等の無彩色とするよう定めています。

○委員

- ・忠海も黒滝山から見下ろした景色など、そういう観点はあったので気になった。町並み保存地区は屋根も考えているということで理解した。

○副委員長

- ・町並み保存地区周辺地区は、瓦屋根及び勾配屋根とし、無彩色としているが、きらきら光る白色など無彩色でも目立つものはある。稀な例だが五日市の大学の近くで、瓦屋根の勾配屋根に白ペンキで文字を書いているものがある。そういったものはどうするのか、想定しておかないといけないと思う。
- ・既存の建物から基準色を決めたということですが、実際に遵守していただく事業者や市民の方などは色彩基準のイメージがしづらいと思う。表現方法が他にないか。

- ・町並み保存地区周辺は、禁止色を決めて彩度で線引しているが、激しい鮮やかな彩度でも明度が低くなれば基準色や推奨色に近い色になる場合がある。例えば赤の色相で1つだけ下に突き出た赤黒い色（彩度6）は許可してもよい色合いに見えるので禁止色から外しておくのか。そうすると、今の彩度や明度での数値や文言では表しきれなくなるので、そこをどう表現するのかなど考えなければいけないと思う。
- ・海外では、その町の望んでいる色彩パレットをつくるようにしており、洋風の外壁をペンキで塗る時など選びやすい。日本建築の場合は、建材の色があるので、そこから抽出した色を推奨色として示すようなやり方で、ご理解いただくのが分かりやすいかなと思う。
- ・先ほど忠海の眺望の話があったが、見える範囲や気になる範囲は人により異なると思う。広島市では平和記念公園内の原爆ドームからの40度線を示しており、竹原市も守りたい範囲を地図上に示した方が、はっきりと範囲が限定されると思う。

○委員長

- ・他県や他市をみても、景観形成基準の運用については、グレーな部分やどちらにも捉えられるものがどうしても出てくる。基準を数値や文言で全てまかなうのは無理がある。
- ・重要なのは資料1の3ページで示す届出手順である。届出から30日以内は工事が始められないとなっているが、多くの他市町では、届出内容への指摘を行っても、考えようによってはこうだと反論されるなどの案件が起きている。
- ・他市の工夫として、届出よりも前に事前相談や事前協議を受け付けており、そこは明確に明記しておいた方がよいと思う。届出者の意識の高さが前提となるので、景観計画ができた後に認識をしてもらえよう、周知等は必要になる。
- ・基準より少し外れているが景観には問題ないものや、逆に基準では問題ないが景観として問題があるものもあるので、届出の前に相談をしてもらうことが大事である。そうでなければ、30日間の間に図面等を描いてしまい、変更は無理と押し切られる案件が多い。基準上の数値を超えているか超えていないかというよりも、議論をして景観形成を一緒に進めていくことが大事なポイントだと思う。
- ・他市では景観アドバイザー制度を景観形成の検討手順の中に明記しているところもある。景観アドバイザー制度や景観審議会の役割とリンクさせながら、運用をうまく使い、グレーな案件などをカバーして進めることが重要と思う。

○事務局

- ・事前相談は竹原市でも制度として取り入れ、景観計画やガイドラインの中で記載していきたいと思う。

（その他意見なし）

○副委員長

- ・次に、「議題2 景観まちづくりの推進について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・議題2について、ご説明させていただきます。

【議題2説明（資料1の40頁～47頁）及び参考資料2】

○副委員長

- ・今の説明について、何かご質問やご意見はございますか。

○委員長

- ・景観アドバイザー制度について、先進的な自治体はこの制度をほとんど運用している。登録や任用を行い、竹原市もできる限り早く実現できるように頑張ってください。

（その他意見なし）

○副委員長

- ・それでは、「議事3 竹原市景観計画（素案）への意見と対応について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・議題3について、ご説明させていただきます。

【議題3説明（資料2及び参考資料3）】

○副委員長

- ・今の説明について、何かご質問やご意見はございますか。

○委員

- ・景観資源図に山の指定が非常に少ないように感じたので色々意見を書かせていただいた。山林の景観は意外に見過ごされがちで、知らない間に開発行為が進んでいる場合があるため、景観計画で何らかの形で位置付けておく必要があると考えた。

（その他意見なし）

○副委員長

- ・ それでは、「議事4 竹原市景観17選の最終審査・決定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・ 議題4について、ご説明させていただきます。

【議題4説明（資料3）】

○副委員長

- ・ 今の説明について、何かご質問やご意見はございますか。

○委員長

- ・ 写真は切り取り方が重要なポイントで、同じ場所でも撮り方や切り取り方で景観の見方や面白味が変わり、景観17選でもそこを見せていくことになると思う。
- ・ 景観17選は撮影者の名前は公表するのか。

○事務局

- ・ 名前は公表する予定はありません

（その他意見なし）

○事務局

- ・ 竹原市景観17選は、自然景観6作品、歴史文化景観8作品、都市景観3作品で決定とします。

（異議なし）

○副委員長

- ・ それでは、「議事5 竹原市景観計画策定スケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

○事務局

- ・ 議題5について、ご説明させていただきます。

【議題5説明（資料4）】

○副委員長

- ・今の説明について、何かご質問やご意見はございますか。
- ・その他、本日の委員会を通して何かご意見やご質問はございますか。

(意見なし)

○副委員長

- ・ご意見がないようなので、本日はここまでとなります。

○事務局

- ・委員のみなさま、活発なご意見を誠にありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、引き続き、景観計画の策定を進めてまいります。
- ・次回の第5回策定委員会の日程等につきましては、改めて事務局よりご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- ・最後に柴田委員長より一言ご挨拶をお願いします。

○委員長

- ・本日はご議論いただきありがとうございました。
次回の委員会は6月を予定しているとのことですので、竹原市に伺えることを切に願いながら最後の挨拶とさせていただきます。

○事務局

- ・以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。
みなさま長時間ありがとうございました。